

新規課外活動団体の設立について

新しく課外活動団体の設立を希望する学生は、学生課にて申請用紙を受理し、必要事項を記入して下記期限までに提出してください。

1. 提出書類 : ①新規団体設立願
②年間活動計画
③登録用紙
④団体名簿 (※大学 HP よりダウンロード)
「各種届出」<https://www.jiu.ac.jp/about/campus-life/detail/id=2057>
(大学 HP トップページ → Club & Circles → 各種届出)
2. 提出期限 : **平成 30 年 3 月 1 日(木) 16:00** ※時間厳守のこと
3. 注意事項 : ①必ず顧問(本学専任教員で講師以上)を 1 名以上置く事
②団体の構成員は本学学生のみとし、申請の時点で
10 名以上いる事
③継続して活動できる団体である事
4. その他 : 新規団体設立許可・不許可については、学生部長の承認が必要となります。**設立許可の下りた団体のみ、大学からその旨連絡をします。**
設立許可の下りた団体は、平成 30 年度より、学内団体としての活動が許可されますので、**4 月以降に開催される、代表者連絡会には必ず参加**して下さい。

平成 30 年 1 月 19 日
学 生 課